

## 道路法

### 1. 案内情報

- 手続名 : 道路等と自動車専用道路との連結又は交差に関する許可申請手続
- 手続根拠 : ・道路法第48条の4第1項
- 手続対象者 : 道路等を自動車専用道路と連結させようとする者
- 提出時期 : 道路等を自動車専用道路と連結させようとするとき。
- 提出方法 : 接続許可申請書を作成し、当該自動車専用道路を管理する地方整備局工事事務所又は出張所等へ提出してください。
- 手数料 : なし。
- 添付書類・部数 : 当該連結道路が当該自動車専用道路の効用を妨げない旨を明らかにした図面等  
提出部数については、提出先となる地方整備局工事事務所又は出張所等にお問い合わせください。
- 申請書様式 : 提出先となる地方整備局工事事務所又は出張所等にお問い合わせください。
- 記載要領・記載例 : 提出先となる地方整備局工事事務所又は出張所等にお問い合わせください。

### 2. 窓口情報

- 提出先 : 当該自動車専用道路を管理する地方整備局工事事務所又は出張所等
- 受付時間 : 提出先となる地方整備局工事事務所又は出張所等にお問い合わせください。
- 相談窓口 : 〒060-8511 札幌市北区北8条西2丁目  
札幌第一合同庁舎  
北海道開発局建設部建設行政課 011-709-2311(代)
- 〒980-8602 仙台市青葉区二日町9-15  
東北地方整備局道路部路政課 022-225-2171(代)
- 〒330-9724 埼玉県大宮市北袋町1-21-2  
さいたま新都心合同庁舎2号館  
関東地方整備局道路部路政課 048-601-3151(代)
- 〒951-8505 新潟市白山浦1-425-2  
北陸地方整備局道路部路政課 025-266-1171(代)
- 〒460-8514 名古屋市中区三の丸2-5-1  
名古屋合同庁舎第2号館  
中部地方整備局道路部路政課 052-953-8166

〒540-8586 大阪府中央区大手前1-5-44  
大阪合同庁舎第1号館

近畿地方整備局道路部路政課 06-6942-1141(代)

〒730-8530 広島市中区上八丁堀6-30  
広島合同庁舎

中国地方整備局道路部路政課 082-221-9231(代)

〒760-8554 高松市福岡町4-26-32  
四国地方整備局道路部路政課 087-851-8061(代)

〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-10-7  
福岡第2合同庁舎

九州地方整備局道路部路政課 092-471-6331(代)

〒900-8530 那覇市前島2丁目21-7  
沖縄総合事務局開発建設部建設行政課

### 3. 手続情報

審査基準

: ・自動車専用道路への通路等の連結許可基準について（昭和39年10月13日建設省道発第407号）

標準処理期間

: 特に定めていない

不服申立方法

: （行政不服審査法の規定による）